



各 位

平成 25 年 5 月 27 日

会 社 名	ナビタス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 上野良武 (JASDAQ・コード番号 6276)
問 合 せ 先	取締役管理部長 眞柄光孝
電 話 番 号	(072)244-1231

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）
の導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、株式報酬型ストックオプションの導入及びこれに伴う当社取締役に対するストックオプションの内容改定に関する議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するものです。

2. 議案内容

当社取締役の報酬額は、昭和 61 年 12 月 20 日開催の第 7 期定時株主総会において金銭報酬を年額 150,000 千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とし、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 32 期定時株主総会において、非金銭報酬を年額 60,000 千円以内とすることをご承認いただいております。また、非金銭報酬としての新株予約権の具体的内容（行使価額を割当日の時価を基準とするいわゆる「通常型ストックオプション」）についても、上記第 32 期定時株主総会でご承認いただいておりますところ、上記の株式報酬型ストックオプション（行使価額を 1 円とするもの）の導入に伴い、非金銭報酬額は変更せずに、その金額の範囲内において、新たに、通常型ストックオプションにかえて、株式報酬型ストックオプションを取締役に対するストックオプション（新株予約権）とする内容改定に関する本議案を付議いたします。

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は下記の通りといたします。

3. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 100,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

100 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 3 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8)新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 34 期定時株主総会において「取締役に対するストックオプション報酬の内容改定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上